

明治国家と宗教

——井上毅の宗教観・宗教政策の分析——

中島 三千男

I はじめに

井上毅は大日本帝国憲法と教育勅語という明治国家の機構的・理念的二大支柱を、二つながらともに設定する上で最も中枢的な役割を果たした人物であり、明治「国家機構の制作者」¹⁾ともいわれる人物であった。

しかし、これ程重要な役割を果たした人物であるにもかかわらず、彼に関する独自の研究は少い。わずかに帝国憲法成立史や教育勅語成立史、あるいは明治国家のイデオロギー研究の中で間接的に触れられてきたのみである²⁾。

近年『井上毅伝』が国学院大学から出版中であり、これを契機に一日も早く彼に関する独自で本格的な研究がなされる事が望まれているが、私はその一環として従来まったく未開拓の分野であった、彼の宗教観・宗教政策の分析を本稿で行おうとするものである。

また、本稿で具体的に分析する如く、彼は明治4年以降、明治国家の政策マンとして数々の法律制度について意見案を提出しさらに明治14年以降では自ら法律制度の制定に力をつくしている。したがって、彼の宗教観・宗教政策を分析することは、とりもなおさず明治国家と宗教との関係をあきらかにすることにもなるのである³⁾。

さて井上毅の宗教観・宗教政策の分析を通じて明治国家と宗教の関係を分析する場合、従来の彼に関する研究、つまり憲法制定史や教育勅語成立史、明治国家のイデオロギー研究の成果は一つの示唆を与えてくれる。

1960年以前の彼に関する研究は、戦前の渡辺幾治郎や戦後の家永三郎あるいは石田雄の研究にみられる如く、井上毅の思想を近代的立憲主義あるいはそれに連なるものとして把握し、彼を立憲主義官僚あるいは開明派官僚として元田永孚らの儒教主義、側近派官僚との対比においてとらえるという方法であった⁴⁾。

この研究の視点を大きく転換させたのが1960年前後の梅溪昇の研究である⁵⁾。梅溪は井上の思想は単純に近代的立憲主義として割り切る事ができないとし、むしろ彼の思想構造は、「国体（古典・国籍における固有の精神）を核心とし、それを儒教によって包摂して〈倫理名教〉の領域を形成し、さらにその周辺を西洋文明によって粉飾するという性質を持っている」、ものであるとした。

梅溪以降は依然として60年代以前の視角を継承している場合もあるが⁶⁾、主流は、ほぼこの梅溪の見解を踏襲して井上の思想を三つの要素から見ていこうとするものである⁷⁾。

上にみたような井上毅（の思想）に関する分析視角の違いは、必然的に大日本帝国憲法と教育勅語の歴史的評価にもかかわってくる。

例えば井上毅（の思想）を立憲主義と規定する家永三郎にあっては、帝国憲法は信仰の自由を認めたものであり、また教育勅語も元田永孚にかわって井上毅が起草することにより、後にそうなった如く信仰の自由を踏みにじるものではなく、成立段階にあっては信仰の自由を否定しない立憲主義的なものであったとする。一方梅溪昇にあっては帝国憲法も教育勅語も井上毅の持つ三つの思想構造からなっているものであり、単純に両者を立憲主義的なものであるとか、信仰の自由を認めたものであるとかは言えないとする。

本稿は、井上毅の宗教観・宗教政策を分析する場合、基本的には梅溪の見解、井上の思想構造を国体観＋儒教＋西洋文明としてとらえる見解に賛成するものである。

ただ本稿においては、（一）梅溪が指摘した三つの要素が井上にあって最初から存在したものではないこと。それは彼の生涯における政治的立場の変化とともに歴史的に形成されていったものであることあきらかにし⁸⁾、（二）その上にたつて彼の宗教観・宗教政策の変遷過程を追い、（三）教育勅語と大日本帝国憲法第28条「信仰自由」規定の作成に携った段階における彼の宗教政策を確定し、（四）そのことによって（井上毅の）明治国家と宗教の関係、具体的には大日本帝国憲法第28条「信仰自由」規定と教育勅語との関係について新しい解釈を試みようとするものである。

- 1) 神島二郎「井上毅」（朝日ジャーナル編『日本の思想家』）
- 2) 代表的なものをあげると、家永三郎「教育勅語の思想史的考察」（『史学雑誌』昭和22年10月）、海後宗臣『教育勅語成立史の研究』、同編『井上毅の教育政策』、稲田正次『明治憲法成立史』、藤田嗣雄「井上毅の憲法立法への寄与—とくに天皇について—」（『日本学士院紀要』12巻2号）、大久保利謙「明治

14年の政変と井上毅(『明治政権の確立過程』), 神島前掲論文, 梅溪昇『明治前期政治史の研究』, 岩井忠熊『明治国家主義思想史研究』, 高橋康昌「明治維新期における法制官僚の思考形態—井上毅の場合—」(『法学研究』72号), ヨハネス・ジームス『日本国家の近代化とロエスラー』等。また井上毅・直接については渡辺幾治郎『憲法制定史講』, 石田雄『明治政治思想史研究』, 藤田省三『天皇制国家の支配原理』も必読である。

- 3) 井上毅は本稿で分析する如く明治国家の宗教政策の確定にとって大きな役割を果たしたが、彼は、それを考える場合、古今内外の国家と宗教関係の資料をたくさん収集して研究したようである。いま国学院大学図書館の梧陰文庫には、その一部と考えられる資料がたくさん残っている。例えば梧陰文庫目録番号B314~327は江戸時代のキリスト教関係の法令・資料であり、またC173には、ヨーロッパの政教関係の資料が袋に入っている。
- 4)・5) 註2) 参照。
- 6) 海後宗臣前掲書。
- 7) 代表的なものとして岩井忠熊前掲書。
- 8) この点において、梅溪、岩井の見解は不十分性を持つ、またⅢ—2参照。

Ⅱ 井上毅の生涯

井上毅は1844(天保14)年、肥後藩三家老の一つ米田家に中小姓格として仕える飯田権五兵衛の三男(末子)として生まれ、1895(明治28)年、自からが全力を傾注して構築した明治国家の初めて本格的な対外戦争、日清戦争での日本の勝利を確信しながら52歳の生涯を閉じた。

52歳の彼の生涯はその政治的立場、思想状況によって三つの時期に区切ることができる。以下三つの時期に区切って彼の生涯を概観しておこう³⁾。

第一期、1844(天保14)年~1869(明治2)年、26歳まで。

生家飯田家は米田家の家臣であったが中小姓格という低い格の家柄であり、住い家も6畳と4畳半、2間の極めて小さな茅屋であったという。毅はこのような貧しい生活の中であって、「幼より穎悟にして記憶力強く夙に神童の称あり」、「遊戯は幼時に於て一度も之を試みられたる事なし、先生(毅=筆者)唯一の楽しみは、読書にして、夜更くる迄巻を手にして机を離れず⁴⁾、と学問に励んだ。10歳の頃から米田家の家臣を教養する「必由堂」に入って勉強するようになったが、ここでもその頭角をあらわした。主君の米田は容(藩主より姓を賜って長岡監物と称す)はその俊才、非凡なるを認め、特に命じて当時藩中に碩儒を以て推賞されていた木下犀潭⁵⁾の門に入らしめた。数年間そこで勉強に励んだがここでも彼は

塾中群を抜き木下門下の三秀才の一人に数えられた。

かくするうちに、その才名はついに藩中に高くなり、ついに文久2年、彼20歳の時、藩校時習館の居寮生を命ぜられた。彼は慶応元年(この年飯田家と同格の米田家中小姓格井上蔵二郎の死により急養子として井上家を継ぐ)、23歳まで4年間この居寮生として勉学に励む。当時の時習館は、すでに横井小楠らの「実学党」を排斥した後であり、その教学内容は実学党の主張する「倫理実践と道義的経世」の情熱を欠いた幕府正統の朱子学であった⁶⁾。

さらに1867(慶応3)年、25歳の時藩命によって江戸に行き林正十郎についてフランス語の学習を始めた。翌年4月戊辰戦争のため一旦帰国したが同年7月こんどは長崎に遊学し、途中、中断はあったが明治2年の11月に熊本藩に帰るまでそこでフランス語の学習を続けた。

この期の井上の政治的立場がどのようなものであったのか、を直接に示す資料は全くない。わずかに慶応2年、24歳の時、第二次長州征伐の時には幕命により小倉に出兵して長州軍と戦い活躍したという事と、1868(明治元)年10月に主君の米田が新政府軍として熊本藩兵を率いて会津・仙台地方を転戦中に、遊学中の長崎から赴いて「佐幕的」見地を主君に説いたため叱咤を受けた、ということが逸話として残っているのみである。先にも述べた如く、現実的には公武合体派のイデオログとして、また論理的には幕藩体制を否定する可能性を持った思想家としての横井小楠らの「実学党」を排斥した後の藩政、時習館で育った井上毅にあっては、これらの逸話はおそらく真実に近いものであろう⁷⁾。

以上、井上の第一期、20歳半ばまでの生涯の概観を行ったが、本稿の論旨とかわる点で重要なことは、まずなによりも井上が思想的には朱子学の徒、それも横井らの「更学党」とは対立関係にたったところの幕府の正統な朱子学の徒として自己を形成したことである。

第二期、1870(明治3)年~1880(明治12)年、38歳まで。

毅は1870(明治3)年、27歳の時、藩命により新政府の官途につく。9月大学南校小舎長、翌10月には中舎長に任ぜられた。彼の漢学(朱子学)の教養が買われたものであろう。しかし、この新政府への初めての官途になった大学南校も翌明治4年2月には罷め、同年12月、毅の第二期を特徴づけ、そして井上のその後を決定した司法省への出任が始まる。

司法省の役人生活の上でも1872(明治5)年6月~1873(明治6)年9月にかけて司法卿江藤新平の命により法律制度を調査するために一年有余にわたってフラン

スに派遣されたことが重要な意味を持ってくる。彼はこの一年有余のフランス滞在中に主にパリ大学法学部教授ポアソナードより憲法及び刑法の講義を聴きつつ調査を進め、さらには短時日ではあったがプロイセンにも行って調査をすすめている。

この司法省への出仕、フランスへの派遣においては、彼が幕末～維新にかけて習得したフランス語の知識が大きな武器になったわけだが、この間、井上の思索の体系の中に第一期で獲得した朱子学（漢学）とともに新しく西欧の政治思想、法哲学が加わってくるのである。その成果は帰国後、調査結果をまとめた『治罪法備攷』⁶⁾（明治7年）、『王国建国法』⁷⁾（明治8年）として発表される。

帰国後の毅は漢学（朱子学）の素養にもとづくすぐれた文章力、構想力と、ヨーロッパの政治思想、法哲学の知識によって、1874（明治7）年台湾事件処理のため北京へ赴かんとしていた大久保利通によって認められ、その随員として附け加えられたのを皮切りとして以降、岩倉具視、伊藤博文等の政府中枢と密接な関係を強めていき、明治政府の中堅官吏でありかつ意見上申者としての、この期の井上毅が確立していく。

第三期、1880（明治14）年～1895（明治28）年、52歳まで。

この期の井上毅については、ずいぶん研究され、紹介されているので簡単に、そして本稿の論旨にかかわる限りにおいて概観しておきたい。

広汎な自由民権運動のもりあがりを背景にして、政府内部に顕在化した伊藤博文と大隈重信の抗争、いわゆる明治十四年の政変過程において、井上は伊藤・岩倉に密着し伊藤を主宰者とする憲法制定への道を設定すべく全力を傾注した。明治14年6月の岩倉宛意見書『憲法起草手続ニ付意見書』から同年11月の岩倉宛『進大臣』にいたる一連の入説活動がそれであり、この激烈な政権奪取闘争における舞台裏の中心人物の一人が毅、その人であったことを示している⁸⁾。

この過程で、前期に確立した中堅官吏であり、意見上申者であった井上毅は、薩長閥を中心とする明治政府の文字通りの「高級参謀」にのし上り、以後帝国憲法制定や教育勅語成文を代表とする明治憲法体制の構築に重要な役割を果たしていく。この期は思想的にも重要な時期であった。すなわち、国学、国体主義への注目と関心、傾斜である。この契機としては、自由民権運動との対抗、あるいは朝鮮の支配をめぐる清国との抗争の現実化、緊迫化等があるが、直接的には憲法制定作業における古代法制への注目と研究であった。井上は伊藤博文の憲法調査にも随行せず、その間もっぱら古代法制の研究に没頭

するが、そのために小中村清矩、池辺（小中村）義象、落合直文らの国学者と密接な接触を深めていく。

かくして、井上の思想を構成する三つの要素——後に詳述する如くそれぞれ微妙な修正を受けていくのであるが、——漢学（朱子学）、西欧近代思想（とくにプロシヤ主義と呼ばれるもの）、国学（国体主義）が出揃うのである。

以上、井上の52歳の生涯を三期にわけ、それぞれの時期における政治的立場、思想状況について概観してきた。以下では、いよいよこの時期区分にそって、彼の宗教観・宗教政策について実証的な分析を行っていきたい。

- 1) 彼の生涯についてもっとも要領を得たものとして、海後宗臣編前掲書序論第一節「井上毅の生涯」。但しこの論文を含めて、井上の旧藩時代のことについては次の二つの文献を基にしている。平田信治編『元田井上両先生事蹟講演録』。熊本市立高等学校『採釣園のほまれ』。本節は基本的には上の三つの文献によった。しかし本節で展開する如く三つの時期区分とそれぞれの時期の思想状況の分析は本稿独自の試みである。
- 2) 平田編前掲書。
- 3) 彼の学风は『漢学者伝記集成』によれば「程朱を主とする」とある。
- 4) 横井小楠ならびに「実学党」の思想分析については今中寛司「肥後実学党の思想」、『熊本バンド研究』、同「小楠学の儒教的思想形態について」、『史林』52の1）、同「横井小楠のキリスト教理解とその思想系列について」、『諸宗教との交渉』等参照。
- 5) 横井の政治思想の歴史的評価に関しては、山口宗之「橋本左内、横井小楠一反尊攘・倒幕思想の意義と限界一」（岩波日本思想大系55）に研究史も含めて要領よくまとめられている。また高橋康昌は前掲論文において井上を「体制変革によって自己の政治的意志を実現しようとする壮士型のタイプではなく、体制の維持発展機能の中に自己の存在を重ね合わせて行く能吏型パーソナリティを持って」いたと評している。
- 6) 『井上毅伝』史料編巻3（以下『井上毅伝』3と略記す）
- 7) 同上
- 8) 大久保利謙前掲論文

Ⅲ 明治13年以前における宗教観・宗教政策の変遷過程

1. 第一期の宗教観・宗教政策

この期、1844（天保14）年～1869（明治2）年は全体として毅の思想を窺うことのできる資料に乏しく、その

発掘は今後の課題であるが、それでも彼の宗教観・宗教政策を窺うことのできる資料として次の二つのものがある。

一つは1864（元治元）年、井上が時習館居寮生として勉学に励んでいた22歳の秋に当時熊本城の東にある四時軒に閑居していた横井小楠を訪問して問答を交わしたが、それを書留めた『横井沼山問答書留』¹⁾（以下『書留』と略す）であり、もう一つは、内容上から判断して遅くとも1867（慶応3）年までに書かれたものと推測されるものであり、先の横井小楠の説に対する批判の書ともいうべき『交易論』²⁾である。この二つの資料によって、この期の宗教観、宗教政策の分析を行ってみたい。

まずキリスト教観について。周知の如く時習館の先輩であり「実学党」の指導者であった横井小楠は朱子学の素養を持ちながらキリスト教＝邪教観から最もはやく脱けでることのできた人物として評価されている。このことは井上毅との問答、『書留』の中にも明瞭に読みとることができる。井上と対比するために少し紹介しておく。「耶蘇教モ亦人ニ善ヲ勸メ候ヲ主トイタシ候」、「耶蘇ノ説仏ニ比ブレバ入深玄ニ候」、また「仏ハ倫理ヲ廃シ耶蘇ハ倫理ヲ立候エバ仏ノ害甚シク候」、とキリスト教は人に善を勧め倫理を教えるものであり仏教に比較すればその理論も一層奥深いものである、とキリスト教＝邪教観を脱けてでている。さて、これに対する井上のキリスト教観はどのようなものであったのだろうか。これについてはまず、『問答』における横井への間の発想から間接的に窺うことができる。「其害ヲ申候エハ仏ト耶蘇トハ何レカ甚シク候哉」、「耶蘇教ノ義ハ倫理ヲ主トシテ善ヲ勸ムル考ニ候ヤ又ハ専ラ利ヲ主トシテ教ヲ立テ候ヤ」、「一向宗ハ倫理ニ近ク候エ共君臣ハ七世ノ契、仏ハ万代契ナド申唱ヘ候テ不慮ノ変ヲモ起シ候エバ其政治ヲ害シ候ヲハ禪宗天台ナドヨリモ甚シク可有之被存候、耶蘇モ一向宗ノ一層深キモノニ候エバ其害モ仏ニ比ベ候エバ猶更甚シカルベク被存候」、と頭からキリスト教は害あるもの、利を専らにするものあるいは君臣の道を誤らせる者、と敵対的にみていることが読みとれるであろう。

井上のこのキリスト教観は『交易論』をみる事によって一層明瞭になってくる。「彼レ天ヲ主トシテ論ヲ立タリ…（中略）彼説ノ所謂ノ天ハ即チ天主ニテ、天堂上ニアル処ノ有形有意ト云ル者ヲ指ストミエタリ、是謬見ノ由ル所ナリ、先天ハ蒼々ノ中ニ在ズ、乃我心ニ在ト知ベシ」、とキリスト教の神概念を伝統的な朱子学の論理から批判し、また、「殊ニ方今孔孟仁義ノ教ヲ伝ヘタル国々、支那安南朝鮮等皆彼等に圧セラレ、向後漸々ト彼邪

教ヲモ奉スベキノ勢」となっている状況の下で、「今日ニ在テ、掲天理、正人心、仁義ノ威徳ヲ示シテ放蕩ノ邪説ヲ闢キ、此ノ道ノ為ニ氣ヲ吐クハ、全ク神州ノ任ニアルヲナリ」、として日本は「孔孟仁義ノ教ヲ伝ヘタル」国々の名誉にかけてキリスト教を排撃しなければならないとしている。以上がこの期のキリスト教観である。

次にこの期の仏教観についてみてみよう。この点については、先にキリスト教観分析のために引用した資料によってほぼあきらかであろう。仏教は「倫理ヲ敗ル者」であること、とりわけ一向宗はその点で害の甚しいものである等であるが、ここではこの仏教観を補強するために次の資料だけを引用しておこう。「教法ノ宗旨ノ愈邪ナルホド愚民ヲ惑ハシ易ク」、「譬ヘバ今論語ヲ講読イタシ為聴候ヨリモ坊主ノ説法ヲ聴セ候ガ信仰仕候、又坊主ノ説法ニシテモ禪宗ヨリモ法花宗、一向宗ナドヲ信仰致候是愚民ノ通情ニテ候」³⁾。仏教の邪教・愚民教視、蔑視は明瞭である。

最後に神道についてはどうであろうか。この点については直接に窺うことはできないが、『書留』から間接に窺うことができる。横井小楠はこの中で「全体宗旨乱ト申ス程成程不慮ノ変ヲモ起シ至極恐ルベキ者ニ候、日本ノ神道ナドモ尤害アルモノニシテ近来水戸長州ノ滅亡ヲ取候ニテ知ラレ候」、「道ハ天地自然ノ道ニテ乃我胸臆中ニ具ヘ候処ノ仁ノ一字ニテ候…（中略）神道ノ害ハ甚シキヲニ而水戸長州など神道ヲ奉シ候族現在君父ニ向イ弓ヲ引候」、と道の概念や「宗旨乱」あるいは「君父ニ弓ヲ引」くという立場から神道を批判している。井上はこの『書留』において横井の説に異論のある場合には必ず反論して再質問を試みているが、横井のこの神道観に対しては反論、再質問を一切行っていない点から、また横井の神道否定の論理が先にみた井上の『交易論』中におけるキリスト教批判の論理と酷似している事、さらにはⅡ、でみた如く井上のこの期の政治的立場（反尊攘反倒幕）から、横井のこの神道観は井上のそれと推測して構わないであろう。

以上、この期の井上の宗教観をキリスト教、仏教、神道の順にみてきたが、これらを要約すると井上はこの期にあっては、宗教に対して、幕藩制下の伝統的な朱子学の立場から批判的にみていたということである。つまり、一、「道」とは「天地自然ノ道」であり、「天」とは「我心ニ在」るものであり、特別に天主や神、仏、天堂・地獄等をたてるのは邪教であること。二、同時にこの「天地自然ノ道」は「君臣ノ道」に連なるものであり倫理に連なるものである。この「道」に異をたてるキリスト教、仏教、神道は必然的に「君臣ノ道」、倫理を「敗

ル者」であり危険なものである、というものである。

まことにこの期の井上毅は伝統的な朱子学の徒であったのである。

2. 第二期の宗教観、宗教政策

この期、1870（明治3）年～1880（明治13）年の宗教観・宗教政策を窺う資料としては、1872（明治5）年の『外教制限意見案』⁹⁾、1874（明治7）年か翌年にかけて執筆されたものと推定される『欧州模倣ヲ非トスル説』¹⁰⁾、それにかの有名な1879（明治12）年伊藤博文のために起草した『教育議草稿』¹¹⁾の三つがある。

まず明治5年の『外教制限意見案』の分析から入ろう。この意見案は井上が司法省の役人となって以降、上申した意見案中、現存する最初のものである。内容は表題の如く外教＝キリスト教の日本流入をいかにして防ぐか、そのための法及び取締りの方策について述べたものである。明治5年といえは前年から欧米視察に出かけていた岩倉具視の一行が行くさきざきで日本政府のキリスト教徒迫害に対する政府・市民の抗議を受けている時であり、また数年ごしの厳しい流刑の生活を余儀なくされていた浦上の信徒・農民たちが、それにもかかわらず終始、信教の自由を要求して不屈にたたかい続けている時でもあり、もはや明治政府がキリスト教の公然たる嚴禁政策を続けることが不可能にちかひ時であった。井上のこの意見案も明治政府が新たな政策をうち出す動きの一環の中で出されたものであろう。

まず彼は一般的に国家が宗教に対して取り得る方策として三つの方策をあげる。それは（甲）「旧法ニ依リ嚴ニ外教ヲ禁ス」、（乙）「宗門ノ自由ヲ許ス」、（丙）「制限ノ條則ヲ設ケ其内想ヲ寛メ其外顯ヲ禁ス」、である。次にそれらが現実的に取り得る可能な方策であるかどうかを一つ一つ検討していく。（甲）の方策は、「一国ノ主權ハ一国ノ安寧ヲ護ル為ニ或ル^(或ル)」、従ってキリスト教を禁止する事は論理的には可能であるが「但、現今ノ実勢果シテ挙行スヘキコトヲ保シ難シ」、として先に述べた当時の国際的・国内的情勢からいってこの方策はとれないとして否定する。（乙）の方策は「欧州文明ノ論」であるが、もし日本がこの方策を取れば「外教四方ヨリシテ入ル、各派奔逸、其勢相触ル……（中略）必ス変シテ血ヲ流スノ禍トナル」、政府はこれを「能ク制スル」ことはできないからこれも採用することができないとする。また、特に現在入ってこようとしている「希臘教」は「攻略ヲ似テスル」ものであるから政府としてはこれを「カラ極メテ防グベキ者」である、としている。そして最後に（丙）の検討にいり、この「制限ノ條則ヲ設ケ内

想ヲ寛メ其外顯ヲ禁ス」の方策はヨーロッパで行なわれている“トレランス”＝宗旨の寛容に近いものではこそが「目今、実ニ近シテ行ヒ易キ」法である、とこの方策をとるように勧めている。

またそのため「制限ノ條則」の細目として第一に「外教書ヲ刻スルヲ禁ス」、第二に「衆ヲ聚メテ外教ヲ講スルヲ禁ス」、第三に「葬祭外教ノ式ヲ用ルヲ禁ス」をあげている。さらにはその「制限ノ條則」違反を取締るために第一の條則違反は「出版条例ニ依リ」処分せしめ、第二、第三の條則違反の場合には未だ法律が定っていないから「行政上ノ処分ヲ以テ海島ノ移民ニ充ツベシ」、としている。またその他に公然と外教に「改宗ヲ願ヒ出ル」者は許さず、それを固執する者に対しては同前の処分をすること、但し「外教ヲ信スルト云ヘトモ其ノ一人ノ内想ニ止マリ世治ト律例ニ害スルノ外形ヲ顯スル至ラザル者ハ置テ問ハズ」、としている。

以上が明治5年の『外教制限意見案』の内容である。この意見案が第一期と同じようにキリスト教敵視観を前提にしたものであることは言うまでもないことであろう。この点は第一期とかわらない。（もっとも、このキリスト教敵視観は程度の差こそあれ、またどの側面から見るとの違いはあっても、彼の一生涯を一貫して貫くものであった。）だが、この『意見案』を第一期のものとして区別して第二期のものとして注目する理由の第一は、外教＝キリスト教制限の方策を立てる視点が極めて現実的・政治的である、ということである⁹⁾。前節で述べた如く井上毅の第一期のキリスト教を含めた宗教に対する視点は朱子学的な論理と倫理からするものであった。ところがこの『意見案』においてはその視点は見え、それにかわって現実的、政治的な視点、国家統治一般の問題として出てきている、ということである。

彼が国家の宗教に対してとる方策として三つあげながらその（甲）の方策を否定したのは、キリスト教嚴禁政策が「我が現今ノ実勢果シテ挙行スヘキコトヲ保シ難シ」ということであつたし、また（乙）の方策を否定したのは、信教自由論を取れば、各派が入り乱れて日本に入り勢力を拡張しようとする、そうすれば必ず宗教上の争いが起きる、その時政府がそれを「能ク制スル」事ができなくなる、ということであつたし、またとりわけ「希臘教」が入ってくるのに対しては努めてこれを防がなくてはならない、としたのは、それが「攻略ヲ専ラニス」という理由からであつた。

第二に、したがってまたキリスト教を防ぐ方法を現実的に具体的に提出し得ている事である。第一期においては、朱子学的な論理と倫理からキリスト教を邪教と考え

た井上は、それを防ぐ方法においても「内外彼我ノ区別ヲ存シ、国体国制ノ一定不可易ヲ知テ、掲天理、正人心、土台ヲ居ヘ云々……」⁹⁾と精神論以上に出ることはなかった。ところがこの期にあっては以上みた如く、精神論は全く影を潜め、極めて現実的に、政治的に事態をとらえ、その上¹⁰⁾に立って法による制限、具体的にはトレランスという制度に注目しているのである。このトレランス=宗旨の寛容、とはヨーロッパにおける信教自由を獲得するた¹¹⁾たか¹²⁾い、一つの到達点であり成果であるわけであるが、特定の宗教と国家が何らかの形で結びついている場合でも、国家はその他の宗教を厳禁するのではなく、それ相応の自由を与えるというものである。毅の提出した制限条項——聖書の翻訳、説教、死者への儀式等の禁止——をみればもちろん、当時ヨーロッパで現実に行なわれていたトレランスとは言い難い程、制限条項は厳しいものであり、文字通りトレランスに「近キ者」でしかなかったわけであるが、ともかくも第一期の精神論と違って、この時期に制度、法による制限、具体的にはトレランスを考えていたことは注目に価する。

これらの特徴はこの期のもう一つの資料『欧州模倣ヲ非トスル説』になると一層深められ徹底させられている。

この資料は彼が明治5年から一年有余のヨーロッパ派遣を終えた後の、明治7～8年の間に書かれたと推定されたものである。内容は当時の文明開化の風潮にのった論、日本が隷属を受けず独立を全うするためには旧来の弊を去り、文物制度より日常百般に至るまで彼の国風に倣ひ「第二の欧州ヲ創造スベシ」という論、の批判として書かれたものである。

彼はこの中で、知識の発達と宗教の発達が相反するものであることを述べたあと、キリスト教を国教にすべしという考え方に対して次のように批判の説を展開している。「欧州ニ徴スレハ五、六百世紀ハ諸國ノ人民、政治ノ宗教ヲ是非スル為ニ大乱ニ遭遇シタリ」、とヨーロッパにおける宗教戦争の歴史を具体的にあげる。そして、そこからどのような教訓をひき出すのかと言えば「一旦政權ヲ以テ宗教ヲ左右スレハ再ヒ宗教ノ為ニ政權ヲ左右セラルナリ」、ということであった。もし「我政府ニテータヒ宗教ニテ干渉セバ往時白河法皇ノノ給ハセシ御心ノ儘ナラスハ賀茂川ノ水山法師ノ一言ハ早晚政治家ヲシテ之ヲ発セシムルノ時アルヘシ豈ニ畏レサルヘケンヤ」。国家は宗教に干渉すべきではない、という考え方の主張である。

ここでも論理の基軸に「幕藩制下の伝統的な朱子学の論理と倫理」を見出すことは全く困難になってきてい

る。それにかわるものとして「現実的、政治的に、国家統治一般」という視点が露骨に登場している。

さらに気のつくことは、この視点の結果として、宗教政策も、『意見案』段階よりもいっそう発展させている、ということである。すなわち、宗教を「現実的、政治的に、国家統治一般」という視点からとらえた結果、『意見案』においては国家と宗教の関係をトレランスに「近キ者」（実際は厳禁主義に近い者）に求めていたのを、この『非トスル説』においては、「一担政權ヲ以テ宗教ヲ左右スレハ再ヒ宗教ノ為ニ政權ヲ左右セラル」ということで、そこから国家は宗教に干渉すべきでない、という結論に発展させていることである。私はこの明治7～8年の『非トスル説』をもって、井上の第二期の宗教観・宗教政策の特徴としたい。

このような井上の宗教観・宗教政策の変化は、Ⅱ. で述べた如く彼のこの期の政治的立場つまり法制官僚という最も国家の原理を体現しなければならぬ立場にあったことからくるものであり、さらにはフランス語の知識を武器にしたヨーロッパの歴史、政治思想、法哲学の研究（それは一年有余のヨーロッパ留学によって一層深められた）、から持たられたものであろう。

さて本節の冒頭において第二期の宗教観・宗教政策を窺う資料として三つをあげながら、二つの資料分析によって第二期の特質を結論づけてしまった。が、それはある意図を持って行ったのである。すなわちあと残る一つの資料とはかの有名な1879（明治12）年に井上が伊藤博文の求めに応じて筆をとった『教育議草稿』である。この『教育議草稿』は周知の如く自由民権運動の高揚に危機を感じ、その原因を明治5年以来の「開化主義教育」に求めた侍講元田永孚が「仁義忠孝」にもとずく教育に転換させるべく天皇に進言した、いわゆる『教学聖旨』に反論すべく書かれたものである。その中で井上は「国教の建立と漢学の学校教育への採用に反対し《工芸技術百科ノ学》、《科学》の奨励を主張した」¹³⁾のであった。『教育議草稿』に関しては「はじめに」、で述べた如く井上毅の評価と関連させながら従来多くの研究者によって触れられてきた。とりわけ問題になったのは『草稿』の中の「若シ夫レ儒仏ヲ折衷シ、經典ヲ斟酌シテ一ノ国教ヲ建立スルが如キハ必賢哲其人アルヲ待ツ而シテ政府ノ宜シク管制スベキ所ニ非ルナリ」、という部分である。

この言葉の評価については、井上を近代立憲主義者、開明派官僚と規定する人¹⁴⁾にあってはまさにこの部分をとらえて、「近代政治の一つの原則による考え方を積極的に主張したと読みとるべきであらう」¹⁵⁾とする。これに対して、彼の思想を儒教・国学・西欧文明という三つの

思想の統合されたものであるとする立場の人は、井上はあくまでも「法制官僚、政策マンとしての活動にあたり、その場は転変してやまぬ生きた政治の世界にあった」、したがって、井上は国教をたてることについては、原理的には必ずしも反対ではなかったが、それを主張した元田らの政治的性格を考慮にいったから反対したのだ。つまりそれはいわば「状況的発言」¹³⁾、「政治的発言」であるとするみ方である。かくの如く井上のこの発言の評価は分れている。

本稿では、先にあえて井上の第二期の宗教観・宗教政策の特徴を二つの資料で析出したのは、実は従来の研究がこの明治12年の『教育議草稿』以前の彼の思想がいかなるものであったか、という厳密な検討をぬきにしてただこの資料から、せいぜいこれ以降の思想を判断の素材にして、12年段階の井上の思想を、そしてこの『教育議草稿』を評価してきたという方法上の欠陥を克服したかったからである。

すでに、明治5年の『意見案』と明治7～8年の『非トスル説』の二つの資料によって分析した如く、この第二期の井上毅の宗教観・宗教政策の特徴は、宗教を現実的に、政治的に、国家一般というてんからみる視点であり、その結論として国家は宗教に干渉すべきではない、ということであった。こうしてみた場合、『教育議草稿』の国教の建立と漢学の学校教育への採用に反対する発言は、決して彼の「開明性」や「近代性」を示すものではなく、また、単なる「状況的発言」でもない¹⁴⁾、まことにこの発言は、井上毅の第二期の思想を正確に素直に表現したものに過ぎなかったのである。

以上みてきた井上毅の宗教観・政策の結論は彼のみではなくこの時期の支配層、とりわけいわゆるエタティスト達にとっては共通の認識であったようで、1872（明治5）年3月の神祇省の廃止、教部省の設置から翌年2月のキリスト教禁制の高札の撤廃、さらには1875（明治8）年4月の神仏合同説教の禁止、同年11月に神道及び仏教の各管長に対して出された信教自由保護の口達、そして1877（明治10）年1月の教部省の廃止、内務省に社寺局を設置する等の明治5～10年にかけての一連の宗教行政の「自由化」の変遷にそれが表われている。

私は1945年の敗戦にいたる近代史上、少くとも国家レベルにおいて、相対的にはあるが各宗教が生き生きとして、その意味でいろんな可能性を秘めて布教活動をし得たのはいつか、と言えよこの時期であった、つまりこの時期は、政府が国家統治の論理の中に宗教を重要視して組みこまなかった時期であったという仮説を持っている¹⁵⁾。

- 1) 『井上毅伝』3. 尚文中の資料の年代については、特別の註記のある場合を除き、すべて『井上毅伝』による。
- 2) 同上、この論には明治維新の政治過程が反影されていないので、それ以前のものである。
- 3) 今中寛司、前掲諸論文参照。
- 4) 『書留』
- 5) 『井上毅伝』1
- 6) 同上
- 7) 海後宗臣前掲書。尚以下の文中、傍点は特別の註記のある場合を除いて、全て筆者のものである。
- 8) 岩井は前掲書の中で、この意見案を伝統的儒教主義に立つものだとしているが、私は本文で以下述べる如く、やはりそれとは区別しなければならない、と思う。註10)参照。
- 9) 『交易論』
- 10) そういった意味では、明治5年の『意見案』は、第一期と第二期の過渡的性格をもっているといえるが、すでに述べた如く、宗教に対する視点が、第一期とは全く違っているので、第二期のものとしている。明治7～8年頃から、第二期の宗教観・宗教政策は全ぼうをあらわしている。
- 11) 海後前掲書
- 12) 同上
- 13) 岩井前掲書。
- 14) ここで単なる「状況的発言」でもないと傍点をうったのは、私は決して井上毅の状況的発言、政治的発言を否定するものではないからである。法制官僚になって以降の井上毅の発言には必ず、その時代がどういう時代であり、したがって何を一番前面に出さなければならないのか、という考慮が絶えず入っている。しかし問題は、それを政治的発言、状況的発言として片付けるのではなくて、その政治的発言の法則性をとらえることにあると思う。具体的に言えば明治13年以前と明治14年の時代状況の認識の違い、したがって一番前面におし出さなければならない、ものは何か、というものについての違いをあきらかにすることであり、またその違いを生んだ政治的、思想的状況をあきらかにすることが必要なのである。このことを一層深めるための素材としては明治15年末のものと同定される『世変論』（『井上毅伝』3）があるが、この点についての詳述は後日二期したい。
- 15) もちろん、従来の研究があきらかにしている如く、この期においても、天理教や金光教に対する弾圧があったことは否定しない。しかし、実際に手を下した地方官僚の宗教観・宗教政策とこのエタティストのそれとは一旦区別しなければならないと思う。

Ⅳ 明治14年以降における宗教観・宗教政策の分析

（1）一教育勅語への道一

1. 明治国家とイデオロギー政策

さて、いよいよ第三期1880(明治14)年~95(明治28)年の宗教観・宗教政策の分析に入ろう。この時期は井上毅が一方では「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カザル限リ信教ノ自由ヲ有ス」と大日本帝國憲法第28条を作成し、他方では近代日本の信仰自由史の上で大きく否定的役割を演じた教育勅語の作成に携った時期であった。したがってこの期の彼の宗教観・宗教政策の分析は、とりもなおさずこの両者の関係をも明らかにすることになる。

以下Ⅳ、Ⅴと彼のこの期の宗教観・宗教政策を分析するわけであるが、そのまえに本節では彼の第三期の宗教観・宗教政策形成の大前提ともなった、国家とイデオロギー政策についての新たな認識について述べておこう。この点についての素材になるのは1880(明治14)年の有名な『人心教導意見案』¹⁾である。

国会開設を要求する自由民権運動が、政府部内の対立と北海道官有物払下げ事件と結びつくことによって大きく盛り上がり、明治政府は維新以来最大の危機に直面した。明治政府はこの危機を、国会開設の時期を明治23年と明示し、憲法欽定方針をあきらかにし、参議大隈らを免官にする、という10月12日の決定——明治14年の政変——によってきりぬけた。そして、この劇的な政変の舞台裏の中心人物が他ならぬ井上毅、その人であり²⁾、彼はこの過程を通じて従来の中堅官吏兼意見上申者から、政策の直接の担当者に伸上がるのである。

この「十四年進大臣」と表書きのある三條太政大臣以下左右大臣に宛てた明治14年11月4日付書簡、『人心教導意見案』は、政変直後、参事院議官という肩書のついた井上毅の書簡である。これは有名な資料であるので紹介は簡単に止める。彼はこの手紙で10月12日、すなわち明治14年の政変以後、東京府下の人心はやや「静帖ニ就キ火ノ水ヲ得ルガ如シ」であるが、しかしこのまま自然に「反政府運動」=自由民権運動は消滅してしまうことは決してない。今のうちに手を打っておかなければ再び「過激論者ノ先制スル所」となるであろう。では、一体いま何を一番にしなければならぬか。それは「政令ニ在ラズシテ、風動ニ在リ、人口ヲ塞クニ在ラズシテ人心ヲ導クニ在リ」として具体的に5つの方策をあげている。第一、「都鄙ノ新聞ヲ誘導ス」、第二、「士族ノ方向ヲ結フ」、第三、「中学並職工農業学校ヲ興ス」、第四、「漢学ヲ勸ム」、第五、「独乙学ヲ奨励ス」の5つである。

従来この資料は明治国家のイデオロギー研究、教育勅語成立史の研究等で注目されてきたものであり、とりわけ問題にされたのは第四の「漢学ヲ勸ム」と第五の「独乙学ヲ奨励ス」の部分であった。しかし、私はもちろん

第四の「忠愛恭順ノ道ヲ教ユル為ニ漢学ヲ興シ」、あるいは第四の「保守ノ気風ヲ存セシメル為ニ専ラ李國ノ学ヲ奨励シ」という部分に、後で述べる如く注目するわけであるが、それよりも、その前にこれら具体的な提案をするに至った大前提、すなわち今政府が一番なさねばならぬことを「政令ニ在ラスシテ、風動ニ在リ」、と言った事にまずもって、そして重大な意味を持って注目するものである。

何故か。この「政令ニ在ラスシテ、風動ニ在リ」という意味はすぐその下に、書かれた上で消されている「人口ヲ塞クニ在ラズ、人心ヲ導クニ在リ」という意味であるが、私はこの言葉こそ、井上毅にあって、また彼を含むエタティストにあって、そして明治国家にあって、国家統治上におけるイデオロギー政策の重要な役割について認識した言葉であると解するからである。

明治国家のイデオロギーの原型は、大日本帝國憲法と教育勅語の制定によって、明治22~23年頃にできあがったものである、ということはほぼ定説になっている。そしてこの原型の成立にむけて直接的な出発を開始したが、自由民権運動が高揚しさらにその頂点に達する時期、明治13~15年の時期であった。教育政策ばかり、宗教政策ばかり、軍隊教育ばかりである。

このように明治13~15年は明治国家のイデオロギー政策の一つの画期をなすものであったが、それは自由民権運動の高揚によって死地に陥入れられた明治国家の支配層が、とりわけ実権を握っていた「エタティスト」が国家統治におけるイデオロギー政策の重要性を認識させられた結果であり、彼らがこれまでそのことについてはあまり重要視していなかった、いや、むしろ前章でみた井上の宗教政策「国家は宗教に干渉すべきではない」の如く、国家のイデオロギー政策をむしろ排除してきたことへの反省、恐怖の結果なのであった。

井上の「政令ニ在ラズ、風動ニ在リ」という言葉は彼らの苦い体験から汲みとった教訓の表明であり、また決意でもあったのである。

2. 儒教の普遍化

自由民権運動の対抗の中でつかんだ、国家統治におけるイデオロギー政策の重要性の認識は、井上毅をして彼の第二期の宗教観・宗教政策の修正を迫るのであり、ここから第三期の新しい宗教観、宗教政策の形成が始まるのである。

まず『儒教ヲ存ス』³⁾という資料の分析から始めよう。この資料は明治14~5年のものと推定されるものであり、その資料としての重要性はすでに梅溪によって指摘

されている。内容は東西文化論、宗教論、キリスト教論、儒教論が展開されているものであるが、キリスト教論については次章で触れることにし、本節で問題にするのは、前節で紹介した『人心教導意見案』中の「忠愛恭順ノ道ヲ教ユル為ニ漢学ヲ興シ」、にかかわる倫理道徳観、儒教論についてである。

まず西洋と「支那」の文明の長短を比較して「治具、民法、農工、百般ハ之ヲ西洋ニ取り……（中略）倫理名教ノ事ニ至テハ、断然天下ニ布キ示シ、古典国籍ヲ以テ父トシ、儒教ヲ以テ師トシ」、と倫理道徳は「古典・国籍」（国学）＋儒教を用いる事を主張している。また「宇内ノ書ヲ読ミテ、断然トシテ、儒教ヲ以テ第一トス」、ともいっている。では何故儒教が倫理道徳として秀れているのかということについては、「其（キリスト教＝筆者）俗神怪ヲ貴ミ、未来輪廻ノ説ヲ唱へ」る、これに対して儒教は、「其道自然ニ本キ、人為ヲ假ラス、日用平常ニシテ隠怪ナラス、性情ヲ論シテ、万物我レニ備ハルトシ、民義ヲ務メテ、鬼神ヲ遠サク、大抵千古不朽ノ言タリ、是其長スル所ナリ」。つまり儒教の此岸性、思弁的合理主義を以てその長所としている。

これらの論理は、全く伝統的な儒教（朱子学）論の枠を越えたものではなく、Ⅲ－1で述べた第一期の思想が、明治十四年以降のイデオロギー政策の重要視の中でただ復活しただけのように見える。しかし、これに続く次の資料をみれば必ずしもそうでないことが明らかになるであろう。

「宇内ノ教ニ派アリ、一ツハ神明ヲ仮ル者一ツハ神明ヲ仮ラサルモノ」である。確かに「天下ノ真理ハ窮ナキモノナレハ、儒教（つまり＜神明ヲ仮ラサルモノ＞＝筆者）モ亦必ス尽サザル所アリ」、しかし「従今幾千年後、聖人ナルモノ世ニ出ルコアリテ、漢ニアラス、洋ニアラス、自然ニ原キテ教ヲ立テナハ、必其神明ヲ仮ラサルモノニ因ルヘシ」、例えば「西洋ニヒロソフトト称スル一種ノ理学者アリ、本希臘ニ出テ中比教門ト合シ、千七百年代ノ始マリ、其流稍々盛ニ、閭々豪傑アリテ、異常ノ説ヲ唱ヘ教門ノ非ヲ駁撃シ、人ノ心思教旨ノ為ニ束縛セラレ、天然ノ自由ヲ失フコト慨キ、終ニ無神ノ説ヲ立ルモノアルニ至ル、我レ又思フ、従今幾千年後、一ノ大豪傑アリ、彼此長短盛衰ノ外ニ高渉シ、千古ノ迷ヲ破テ、天下ノ人心ヲ快活ナラシムルコトアラン歟、今或ハ儒教ノ平常ナルヲ厭ヒ、一種世ニ適フノ神教ヲ造作シテ、以テ民信ヲ帰一セシメントスルカ如キハ、其意善シト雖モ千歳ノ後、ヒロソフ家ノ為ニ笑ハレノミ」。少し長い引用であったが、井上はこの中で西欧における「ヒロソフ」、哲学の発展の歴史を肯定的にみており、そしてそ

のことから第一に「教」は「神明ヲ仮ラサルモノ」が優れていることを主張し、第二に儒教の優位性をそれ（哲学）との相似性（「神明ヲ仮ラサルモノ」）においてとらえているし、また第三に将来、儒教を超える「教」の出現を——それも「神明ヲ仮ラサルモノ」であるが——予想している事が読みとれるであろう。

このように、確かに井上は明治14年以降、国家のイデオロギー政策の重要視の中で「神明ヲ仮ラサルモノ」としての儒教を復活させてくるのであるが、それも内容は伝統的な儒教の論理・倫理そのままであるが⁴⁾、第一期とは違って、それを一層普遍的なものとして価値づけようと試みている事が認められる⁵⁾。

この儒教の普遍化の作業は少し年代が下るが、明治28年に発表された『五倫と生理の關係』⁶⁾で一層明瞭に語られている。「五倫といへば、儒教主義の占有物の如く世の人の心得るこそ口惜けれ、倫理の關係は元と人身生機の構造により具りたる造化自然の妙用に起れるものにして古も今も東洋も西洋も人とし人の世に生ける者得遁れぬ生活の軌道なるものを」と書き始められたこの論は「夫婦の道」、「父子の關係」、「君臣の關係」、「兄弟」、「朋友の信」、といった、儒教の徳目の正当性を、人体の構造あるいは人間と環境をめぐる当時の西欧の自然科学の知識でもって説明し、そのことによって、それが時代と国を越えて、すべての人間に妥当するものである、ということを示しようとしているものである。そして最後に「儒家者流の五倫の説をは誇りがほに一門の専有物の如く称へて他の百家をは無父無君などと言ひ罵るを厭ふ者なり云々」と結んでいる。

以上みてきた如く、国家のイデオロギー政策の重要視の結果として、「神明ヲ仮ラサル」ところの「教」として儒教を復活させようとするわけであるが、それも単に第一期のみた如きの儒教とは幾分違って、そのものとして価値づけられるのではなく、西洋の哲学や自然科学の到達点との相似性において、あるいは共通性において価値つけている事が特徴的であり、したがってこの儒教の教えを国や時代や人の区別を越えて普遍的に妥当するものである事を説いているのが特徴的である。私が第三期の儒教論とするゆえんである。

3. 国学の普遍化

井上毅は国家統治のための倫理道徳を「神明ヲ仮ラサルモノ」に求め、その意味で儒教を、しかもより普遍化させた形で採用しようとしたが、しかし、彼にあっては採用しようとしたのは儒教だけではなかった。「古典国籍ヲ以テ父トシ、儒教ヲ以テ師トス」、であった。ただ

『儒教ヲ存ス』では、その古典国籍＝国学については展開されなかった。この国学について展開しているのが1884（明治17）年の『教導職廃止意見案』⁷⁾の第一書、第二書である。

この『教導職廃止意見案』は3月17日「神祇局意見、宗教論」と題書のある第一書と、翌18日付の第二書、それに4月19日付の「此書面ハ御一覽之上一応御投却奉冀候」と表書きのある第三書、ともに内務卿宛の三通の書簡からなるものである。当時明治14年の神道大会議、翌年の神官・教導職の分離によって、一応神社神道は宗教にあらず国家の祭祀であるという論理がうちだされたが⁸⁾、現実には神官以外の宗教者と府県社以下の神官は依然として教導職を兼補していたし、また宗教にあらざとされた神社神道を、また神社神道からは区別された他の宗教を政府としてどのように位置づけていくか、未解決のままであった。1883（明治16）年12月に新たに内務卿に就任した山県有朋が、そういった状況を正そうとして井上毅に諮問したものであろう。この意見書はその諮問に対する井上毅の答えである。

明治17年といえば、国家のすべての機構が来るべき憲法体制に照応すべく整備されはじめており、憲法制定準備に直接着手していた井上も、明確にそのことを射程において、それだけに「底蘊ヲ叩イナ以テ」起草した一大宗教論である、そのうち本節の課題であるこの期の国学論について述べてあるのが、第一書と第二書である。第一書「神祇局意見、宗教論」と表題のあるのは、教導職廃止の意見を神道・国学論から論じたものであり、第二書は教導職廃止後は「神官・僧官ノ制ヲ復古セサルヘカラス」として、廃止後の制度について述べたものであり、両者の書かれた日付も一日違いであり、第二書は全く第一書を補うために書かれたもので、両者は一対のものである。

この書を分析する前に彼の第一期の神道、国学論を思い起こしておこう。第一期のそれは、幕藩制下の伝統的な朱子学の論理と倫理からキリスト教や仏教と同じように丸事否定的にみていたということである。この事を確認しておいて、前書が長くなったがこの期の神道、国学論の分析に入ろう。

「神官ヲ以テ教導職トナシ僧官ト伍列セシメタルハ神道ノ本意ニ非ス又政略ノ得策ニモ非サルヘシ、是レヲ廃スル今日ニ於テ当然トス」、と神官と教導職の分離の政策の正しさを主張。さらにその理由付けを、国学の本意は「仏ノ衆生済度ノ為ニ説法勸化スル如キノ事ハ固ヨリ無キ管ノ者ニテ、唯祭政一致ノ事業ヲ以テ人民ニ示スコト」にあるからである、としている。

また「国典・古書ヲ講習・保存スルハ立国ノ不可欠ノ要務ナリ」、「国法ノ学ハ各々其国ノ古典ニ淵源セザルハナシ、今日ノ神道者ノ説固ヨリ取ルヘキコト少ナシト雖、立国ノ本ヲ深リ風俗ノ源ヲ尋ヌルニ於テ決シテ之ヲ高閣ニ束ヌヘカラサルモノアリ」、「国学・神典ヲ唱フルノ徒、大抵古ニ泥ミ今ニ通ゼズ」、しかし彼らが「古典ノ泯滅ヲ顧ハシ其説ヲシテ再タヒ世ニ明著ナラシメ政治ノ考証ニ備フヘカラスメタル」事については評価しなければならないとしている。

ここには明らかに第一期の如くそれを丸事に否定する態度はみられない。ここでは国学・神道を仏教と同じく「衆生済度ノ為」に用いられる事を否定しているが、それだけに終わっているのではなくて、国学・神道を新たな側面から位置づけて価値をひきだそうとしている。つまり国学・神道を「祭政一致ノ事業ヲ人民ニ示ス」ものとして、また「立国ノ本」、「風俗ノ源」として積極的に位置づけようとしていることである。

さらに、この期の国学・神道論で注目すべきことは、上に述べた事と関連することであり、また前節で述べた儒教の普遍化とも関連することであるが、国学・神道の普遍化ということである。このことは1888（明治21）年の皇典講究所の関係者の前で行った演説によくあらわれている⁹⁾。

「国典は国家の政治のため必要である。并国民の教育のために必要である。而して宗教のために必要でない。また一つの政党の論拠材料のために必要でない」。なぜ宗教のために必要ではないかといえば、「国典に載する所のものを敷衍して一つの宗教的の論理を為して、尚言はば之を以て宗教的の看板におしたてて仏法又は耶蘇宗を攻撃するための旗じるしにするような事は勿体ないことである」、これは「御国のかんながらの道の本意に背いて残念なことである」。またなぜ一つの政党の論拠材料のために必要ではないかといえば「甚だ勿体ないことであり、また好ましからぬことである」、としている。そして最後にまとめて、「国学の学問は、御国の有らゆる人を支配する区域のものである。然るに国典に精しい人が其の国典を利用して自身又は自身の一党派の専売物と心得て他の党派を国典の支配の外におとさんとすることは、其の人に取って狭い量見であるのみならず、甚だ国典の本意に背いたことである。故に宗旨の考へ又は政党の考へるの為に国典を論究する事は必要でない」、としている。

ここでは前節でみた如く、儒教を「儒家者流」の独占物から解き放ち、それがすべての人に妥当するものであると説いたと同じような態度を見出すことができよ

う。

明治国家のイデオロギー的支柱としての教育勅語は、Iで述べた如く儒教+国学+西欧文明（プロシヤ主義）からなりたっているわけであるが、この教育勅語が成立するためにはまさに以上述べた如きの儒教、国学・神道観の成立が不可欠の前提になっていたのである。

- 1) 『井上毅伝』1
- 2) 大久保前掲論文
- 3) この資料を全文紹介した梅溪は、これが井上毅の池辺義象宛書簡（明治19年9月28日付）中に見いだされることから、この資料の成立を明治19年のものと断定している。しかし現在刊行されつつある『井上毅伝』資料編第三の解題によれば「漢文存稿所収諸論文を下敷として成るか、而してその大半は明治14年頃公表……（中略）、よって今起草年次を厳密に比定し難いと雖、略々明治14年乃至15年に用意の論と推す」としている。また、先の田中良雄氏旧蔵の池辺義象宛書簡中にあるものは「全文他筆」であるとしている。本稿では、この資料の中には、Vで述べる明治17年以降に出てくる。国家と宗教に関する新しい見方が全然みられないことから、明治17年以降のものではあり得ないと判断し、先述の解題に従って明治14～15年のものとしておく。もっとも、この資料がたとえ明治19年のものであっても、ここで展開されている論理はすでに明治14年頃の『漢文存稿』（『井上毅伝』3）の中に出ているものばかりであるので、本稿の全体の論旨には変りない。
- 4) 但し、本文中で引用した如き、倫理名教の或については、第一期の幕藩制下の正統な朱子学とそう変わらないが、この期の毅の儒教論には、本文中で述べた普遍化とならんで、またそれと関連することであるが朱子学の「道を見るに噪しく芸を講ずるに疎なりき。空遠に驚せて事功に潤なりき」（「某文人に與へて宋学を論ずる者」、一『梧陰存稿』二、『井上毅伝』3所収一）幣についての指摘が頻繁にみられるのが特徴である。
- 5) また、彼は『儒教ヲ存ス』の中で、「西洋自主権利貴賤平均ノ説」は、すでにはやく孟軻の説くところであったとしている、このこともその一例である。
- 6) 同。『井上毅伝』3
- 7) 『同上』1
- 8) 拙稿「大教宣布運動と祭神論争—国家神道体制の確立と近代天皇制国家の支配イデオロギー」（『日本史研究』126号）参照。
- 9) 『皇典講究所五十年史』所収

V 明治14年以降における宗教観、宗教政策の分析

(2)——大日本帝国憲法第28条「信仰自由」規定への道——

1. キリスト教論

前章では第三期の宗教観・宗教政策の分析の一環として「神明ヲ假ラサルモノ」の分析を行ったが、それでは「神明ヲ假ルモノ」、すなわちキリスト教や仏教、教派神道等は明治14年以降の国家のイデオロギー政策重視の中でどのように位置づけられたのであろうか。この点の分析に入ろう。

まずキリスト教観から。前章で紹介した明治十四、五年頃のものとして推定される『儒教ヲ存ス』には、「其説亦天神ヲ仮托シ、自ら神子ト称シ、密法幻術ヲ行ヒ、未来ノ賞罰ヲ転シテ、更ニ現世ノ神通ヲ示ス、一生ノ現行、一ノ神怪ナラサルハナシ」、「假令果シテ勸善懲惡ノ意ニ出ルモ、全ク詐ヲ設ケテ人ヲ迷スニ外ナラス」、「君長ヲ仮導トシ、天神ヲ真父トシ、現政ノ政令ヲ外視シテ、冥府ノ賞罰ヲ仰ク、勸化ヲ忠トナシ、教ニ死スルヲ榮トス、灌油自ら盟上、動モスレハ政府ニ抵抗ス」、と儒教と比較しながら述べている点は第一期のみみたキリスト教観そのままである事がわかる。

また明治17年の書簡に東京での「宗教ノ物儀⁽⁷⁷⁷⁾」について述べたものがある⁷⁾。この「宗教ノ物儀⁽⁷⁷⁷⁾」とは何のことか定かでないが内容から判断して多分明治14～7、8年にかけてのキリスト教の勢力の急伸、“リバイバル”運動の中で日本の日本在来の宗教との衝突事件であろう。その中で「今日迄ハ我国ハ支那ト違ヒ宗教上ノ私争ヨリシテ外交上ノ難題ヲ起シタル例ナカリシニ」、近日の景況にてはそれが現実のものになる恐れがある、と注意を喚起しており、また明治22年の山田顕義宛書簡⁸⁾においては、当時すめられていた条約改正に反対する立場から、もし条約改正を強行すれば、「外人ヲ疾視シ、或ハ宗教ノ争ヲ生シ、或ハ生活ノ競争ヨリシテ内地到ル処ニ紛雜ヲ醸シ、耶蘇教堂ヲ焼キ、宣教使ヲ殺害シ、或ハ外商ヲ暗殺スル杯、今日之予想外ニ面倒ナルヘシ、外人此レヲ一ニ外交問題ニ引付ケ……（中略）甚シキハ交際法ノ宗教保護之原則ニ依リ、内治干渉ヲ勢力上ニ試ルニ至ルベシ」と警告している。さらには明治26年、井上が文部大臣の時、伊藤博文と伊東巳代治宛の二通の書簡⁹⁾において、女子師範学校を廃止することは、女子を「忽チ耶蘇教ノ為ニ驅ルノ結ヲ生スヘフ」、として反対している。ここでは、第二期の「国家統治一般」という視点からキリスト教をみていることが読みとれるであろう。

このように、この期におけるキリスト教観は、第一期、第二期のキリスト教観が併せながらできてきている、

という特徴を持っているが、私がここで特に注意したいのは、そのことよりも、そういうキリスト教観を前提にしていた、明治14年以降の国家のイデオロギー政策重視という中であって、どのようなキリスト教政策を出したか、という点である。

先に引用した明治17年の「宗教ノ物儀」⁽⁷⁷⁾に関して出された書簡はこのことを窺う貴重な資料である。「政府ハ信教ノ自由ヲ認ムルト同時に信徒ハ平和信仰ノ主義ヲ執ルトキハ、国ニ宗教ノ争乱ナキヲ得ベシ、若シ政府ハ信仰ノ自由ヲ許スト雖モ、人民ハ猶争激害他ノ主義ニ出ルトキハ、早晚此大困難（外交上ノ困難ニ筆者）ヲ免レザルベシ……（中略）願クハ政府ノ政教分離ノ処分ノ外ニ、政府中有力者ノ作用ヲ以テ、各宗教者ニ平和信仰ノ主義ヲ指南シタキモノナリ、就中外教ノ信者ニ向テ特ニ平和主義ノ方嚮ヲ執ラシメタキ者ナリ」。

ここでは「政府ハ宗教ノ自由ヲ認ムル」政策、「政教分離ノ処分」、の外に、それにつけ加えて、「政府中有力者ノ作用ヲ以テ、各宗教者」に、「就中外教ノ信者」に「平和信仰ノ主義」、「平和主義」（教線の拡大において他の宗教と物理的な争いをしない）を執るように指導する必要性が強調されている。外教＝キリスト教の場合にはその方法として「東京ニ在ル一ノ信者中ノ傑出ノ者」にそのことをわからせよ、として具体的には津田仙の名前まであげている。

すなわち、ここではキリスト教政策が第一期の厳禁主義、第二期の国家は宗教に干渉すべきでない、「政府ハ宗教ノ自由ヲ認ムル」、「政教分離」という政策から、新しい型の国家によるキリスト教の把握へと変化していることを見ることができよう。

2. 仏教論

上に述べたキリスト教政策を含めてこの期の井上毅の宗教政策をもっとも端的に示し、したがって明治国家と宗教を考える上で最も重要な資料はⅣ-3で紹介した明治17年の『教導職廃止意見案』の第三書、「此書面ハ御一覽之上一応御投却奉冀候」と表書きのある4月16日付書簡である。ここでは第一書、二書で展開された神道、国学論を離れ、むしろ仏教を中心としながら憲法体制下の国家と宗教について井上の意見を述べた一大意見書である。「宗教之事ハ政略上実ニ第一之大問題ニシテ此事之處分下手ニ出候ハ、将来以外ニ可懼之結果ヲ生シ不可收拾ニ至るも難測歟、是を各国古今之経験ニ徴するに輕忽スヘからざる品物ニ相見ヘ候」、と宗教の問題が国家の統治上、非常に重要なものであるということをまず確認している。

そうしておいて、では国家は宗教というものをいかに扱ったら良いのかという問題に入る、そのために、まず「信仰の自由」論について興味ある分析を行っている。「現今露英両国ニ行はるゝ国教主義ハ固より守旧癖ノ極点ニして今日ニ取るべき説ニあらざれば今置而不論も可なり」、として国教主義は「守旧癖ノ極点」として、全く否定している。その上で「世人往々洋人之宗旨自由之説を聞而一知半解之間ニ重大之問題を判決し容易ニ力斧を下さんとするハ盲者不畏蛇之譬ニ近シ……（中略）宗教自由論ハ一之理論にして此ノ理論ハ宗教原動之國ニ利にして宗教被動之邦ニ利あらず若シ然らずといはゞ試ミニ問ヘ欧州各国の中何レ之國か宗教之全然自由を許したるや又何レ之國歟己レノ政治に危険なる宗教之自由を他之認可教と均しく許したるや、……（中略）自然之抛着するものハ米國といへども亦無きなり」と述べている。日本人が一知半解の知識を持って信仰の自由、信仰の自由と叫んでいるが、それはあくまでも一つの理論であって、ヨーロッパのどの国をとってみても宗教の完全な自由を許している国は現実にはないのであって、最も宗教の自由が保証されているといわれる米國においてさえ、そうではないのである、と述べている。そして現実に行なわれているのは「信仰の自由」の名の下の数種類の“トレランス”の制であることを次に紹介している。

「宗旨ヲ待ツニ〈トレランス〉といへる主義を以てする之國ハ即チ容認といへる主義」で、それには、イ）「國王之信用する教旨之外之教へも國民に容認して是を制禁せず即ち独乙之旧教に於けるか如き是なり」、ロ）「教派之教旨を認可して是を保護監督し、其他之教旨も是を制禁せずといへども認可保護之類と區別するものあり、即ち仏國ニ於而新教、旧教及猶太教を認可して其他を認可せざる是なり」等のものがあり、またこの他「各国大抵或ル宗教之團會を認可し其團會を認可したるものニハ兵役上之特權及其他之特權を付與するも其ノ團會を認可せざるものニハ此類之特權を付セザルを常とす」るものである。これらは「憲法ニおいて宗教自由を公布したる国々ニ而行はるゝ所」であって、各国とも憲法上「信教の自由」をうたつておきながらもよくよく検討するとそれは「トレランス」の制で、実際には宗教の扱いに差別を設けている、ということを確認している。

ここで述べられているこの期の井上の信仰自由論、あるいは現実にヨーロッパ各国に行なわれている政教関係の知識は、明治5年の『外教制限意見案』段階よりもはるかに深く、正確なものにして確信的なものになってきていることがわかる。

次に井上は上に述べたような信仰自由に関する論、ヨ

ヨーロッパの現実に行なわれている政教関係を踏まえた上で、では何故「トレランス」——井上にあつては、これを国家による宗教の差別・区別と受けとっている——が最も良いものであるか、ということの説明、原理的な説明に入っている。この部分がこの意見書の圧巻である。少し長くなるが重要な部分なので引用を長くしよう。

「宗教ナキトキハ格別ナリ……（中略）宗教已ニ行はるゝ時ハ政府たるもの幾分か此ノ宗教之力を假て以て治安之器具となさざるを得ず、若し統御宜しきを失ひ宗教之勢ニ反向シ民心を激動する時ハ其結果ハ内乱を醸成シ外敵を引致するに至る……（中略）故ニ自今英雄ハ冥々ニ運籌して以て宗教を牢結することを務めざるものなし、フレデリック大王ノ新教ニおける、ナポレオン之旧教における、康熙乾隆之仏教ニおける、皆是なり、而して其英雄之心事如何と問はゞ他なし一國ニ盛ニ行はれ國民多数ニ居る所ノ宗教を牢結敬重するに過ぎざるのみ、若シ庸暗乾隆に向て仏教之三昧を問ひフレデリック、ナポレオンに向て新旧耶蘇教之是非を問はば即ち癡人之前説夢之類ニして英雄将二人を笑はんとす、英雄ハ宗教を假て以て治國之具となすのみならず又或ハ是を假て以て政略之機械となすものあり、蒙古之支那を取ルハ実ニ五百万之生靈を屠戮シ残酷之処置を極メたるも其ノ能ク支那を屈服して二百年之久きに至りものハ彼レ其ノ仏教を假て以て愚民を欺弄せしによるや……（中略）故ニ英傑之政事家ハ宗教を牢結して以て治安之具となし或ハ以て攻戰之器械となし、是ニ反シ庸暗之政事家ハ宗教之為ニ國ヲ失ヒ人之奴隸となるに至る此事宗教之正邪に関するにハあらず統御其道を得ると得ざるとによるのミ」。

ここには、古今内外の歴史をひき、具体例を指し示して「英雄」、「英傑之政治家」は宗教というものをいかに把握すべきかということが赤裸裸に語られている。いまこの内容を要約すると次の如くなる。

- イ). 国家の統治において宗教の教義内容はあまり問題とならないこと。
- ロ). 統治者は国民の多数が信仰している宗教を敬重、籠結すべきこと。
- ハ). そしてそれを「治安之器具」、「治國之器具」、つまり国内統治の手段につかうべきこと。
- ニ). また同時にそれを「攻戰之器械」、「政略之器械」、つまり外国侵略への武器にすべきこと、である。

ここにも、前節で述べた如き、この期、第三期の宗教観・政策をみる事ができるのであろう。すなわち、教義内容は国家統治にとってあまり問題ではない、と宗教を第

二期の如く「現実的に、政治的に、国家統治一般」という視点からみる共通点を持ちながらも、その結果としての政策においては、第二期の如く国家は宗教に干渉すべきではない、というのではなくて、国家は、国民が多数信仰するところの宗教を敬重籠結して国内、国外統治の手段、武器にしなくては行けないという、国家による宗教の新しい型の把握、ヨーロッパにおけるトレランスの模倣が説かれているのである。

このような視点にたつて井上はさらに、国家による宗教の新しい型の把握のための日本における方策を具体的に提案している。「一、法律上宗旨ノ自由ヲ公布ストモ行政上認可教ト不認可教ト別ナカルヘカラス。一、宗旨ヲ以テ治安之具トセント、ナラハ國民多数ノ信仰アル宗旨ヲ用フベシ、一、宗旨ヲ以テ政略ト和合せシメントナラハ可成外国ヲ以テ中心点トスルノ教ヲ用ヒズシテ内國慣熟ノ教ヲ用フベシ此点よりして觀察する時ハ現今ハ未タ仏教を擯斥するの日はあらずして寧ロ仏教を牢結するの時宜なるか如シ、即チ仏教之團結教会体になる事を認メ是ニ本山支配之権ヲ興ヘ㊦、度牒之制ヲ興ヘ㊧、僧綱を勅任トシ㊨、僧侶ノ学課ヲ終ヘタル者ニ一年壯兵ノ特許ヲ興フル㊩、ハ決シテ過甚之事ニあらざる歟。而シテ仏徒の耶蘇教徒と軋轢するハ政治上より是を禁戒すべし又耶蘇教徒より仏ニ比較を取り特許之権ヲ望ムコトあるを防ク為ニハ左之方法ヲ用ヒハ餘地アラシ、一、法律上各宗旨ノ自由ヲ許ス、但シ僧官ヲ得、度牒ヲ得、及兵役之優免ヲ得ルハ政府ノ認可シタル教会之組織あるものニ限ル。政府ノ教会之組織ヲ認ムルハ教徒三十万以上アルノ教派ニ限ル、仏國ハ五万以上ノ信徒アル教会ヲ認ム此方法ハ現今文明各國之施行する所にして理論と実政と並行不悖者也」。

この具体案を要約すれば次の如くである。

- イ). 法律上信教の自由を認める。
- ロ). しかし行政上、認可教と不認可教の区別を行う。
- ハ). その区別は信徒30万を持ってその基準とする。
- ニ). 宗教を以て「治安之具」とするならば、それには、国民の多数が信仰している宗教を用うべきこと。また宗教を以て「政略ト和合せシメントするならば、それには「内國慣熟ノ」宗教を用うべきである。これらの点から考えるならば、我國においては仏教を排斥するのではなくて敬重籠結しなければならぬ。
- ホ). そのため仏教は認可教とし、これにさまざまな特権を与える。
- ヘ). キリスト教は制禁しないが不認可教として特権

を与えない。(そして前節で述べた如く「平和主義」を取るようにその指導者に働きかけ、関係を持つ。)以上である。

井上の、この明治17年の提案は、さっそく同年8月11日の神・仏教導職の全廃、管長統制制度の確立という形で実現された。1889(明治22)年の大日本帝国憲法第28条「信仰自由」規定は以上述べたような国家と宗教の関係についての理論・意味内容を持って制定されたものであった。

1) 『井上毅伝』4

2) 同上

3) 同上

4) ここで“模倣”というのは、Ⅲ-2で述べた如く、トレランスとは本来的には、信教の自由を拡大していく歴史の中の到達点であり、その成立の背景には信教の自由を求める運動が、たたかひがあったのである。しかし本文で展開した如く、井上がトレランスを理解、採用する場合、そこには信仰の自由という価値理念は全くなく、あくまでも国家統治上の問題としてしか考えられていない。いわゆる、近代日本を貫く制度とそれを支える思想の矛盾である。しかし私はこのことを持って近代日本の体質を運命的にみようとすることに反対である。本稿に即していえば、井上をして、トレランスの制度が持っている信仰の自由についての価値づけを欠いているにもかかわらず、その制度を採用せざるを得なくした、当時の日本における(もちろん、世界史的規定を背景とした)信仰の自由を求める一定の力は、どうしても確認せざるを得ないし、またその制度そのものは日本において真の信仰の自由をかちとる一つの条件となる可能性を持っていたからである。

おわりに——明治国家と宗教——

本稿において明治国家と宗教の関係を探るために明治「国家機構の制作者」ともいうべき井上毅の宗教観・宗教政策の変遷過程をみてきた。本稿を締めくくるにあたって、最後に、では、第三期明治14年以降にあらわれた二つの論理と政策、つまり教育勅語と帝国憲法第二十八条「信仰自由」規定とはどのような関係にあったのか、ということについて述べておこう。

従来の研究では、この両者を統一的にみる見方が支配的である。その論理は第二十八条「信仰自由」規定中の制限条項「臣民ノ義務」には教育勅語の論理、つまり天皇崇拝＝神社神道＝国家神道の崇拝が含まれている、というものであり、したがってこの第二十八条「信仰自由」規定はまったくの見せかけであって真の信仰自由規定としての意味を全く持たない⁹⁾、そういった意味で教

育勅語の論理と全く矛盾しないものである、ということであった。

このような見解は、第二十八条成立にいたる科学的な研究を抜きにして後の時代、とりわけ日本がファシズム化していく過程の中で顕著になった論理で持って、成立段階の第二十八条と教育勅語との関係を類推したものに他ならない。本稿において明治国家と宗教の関係の確定に大きな役割を果たした井上毅の宗教観・宗教政策を実証した私は、このような見解に反対するものである。少くとも井上毅にあっては「臣民の義務」という制限条項の中に天皇崇拝＝神社神道＝国家神道の崇拝を含んでいるものであるとか、また、そのことによってキリスト教を制禁しようとしたものである、という考え方を見出すのは困難である。このことは、本稿のV、の実証によってすでに明らかであると考えるが、それを最終的に実証するためにもう一つの資料を紹介しよう。

それは1890(明治23)年9月6日に井上毅が総理大臣山県有朋に宛てた『議員宣誓意見』¹⁰⁾である。9月6日と言えは、10月30日に下附された教育勅語の成文をほゞ終っている段階のものである。この段階で井上は次のような事を言っている。帝国議会の議員はその活動をはじめに際して、帝国憲法に対する宣誓をしななければならないが、「右ニ付只ター之困難ハ忽チ宗教問題ヲ引キ起シ議員中或ハ、天帝ニ誓フモ賢所ニ誓ハズ、トノ誓言ヲ吐クモノアラハ面倒ニ可有之候、乍然右之困難ヲ避クル為ニハ宣誓式ヲ誓詞ニ改メ神明ニ誓フノ文字ヲ良心ニ誓フトスル事ニ可有之候……(中略)誓詞デクラレーションハ本心ヲ吐露スルニ止マリ神明ニ誓ハズ」と。

さすがに、井上はここにみる如く教育勅語の論理、天皇崇拝＝神社神道＝国家神道の崇拝が宗教、この場合はキリスト教と「天帝ニ誓フモ賢所ニ誓ハズ」という形で衝突することを予想し得ている。しかもより重要なことは、それをファシズム体制下の如く即座にそのような宗教あるいは言動を否定するということにはならないで、そのように言うことを「誓言」(愚説、愚論＝筆者)としながらも、そういった事態を起さることを「困難」、面倒と受身的に受けとめ、そのような事態を回避すること——つまり宣誓式にかえて、「神明ニ誓フノ文字ヲ良心ニ誓フ」とした誓詞にする——に苦心しているのである。

ここには、神社神道、国家神道の崇拝は「臣民ノ義務」であるとするあのファシズム体制下の論理は現実のものとなって発動し得ていないことが示されているのであろう。

井上毅は明治14年以降、国家のイデオロギー政策の重

要性の認識から教育勅語へと発展する論理と大日本帝国憲法第二十八条「信仰の自由」規定へと発展する論理を導きましたが、これら二つの論理と政策が実際には上に見た如く「天帝ニ誓フモ賢所ニ誓ハズ」という形で矛盾するものであるということに気付いていた。しかし、それをどのようにすればよいのか、ということ³⁾は最後までわからなかったのであり、せいぜいその矛盾が露呈するのを回避することによってのみ取繕ろうとしていたのであった。

教育勅語成立史の研究によって指摘されてきたあの有名な、井上の矛盾ある不可解の態度、「君主ハ臣民ノ良心ノ自由ニ干渉セズ」³⁾として一旦は勅語の作製に反対しながらも発布の方法を「甲ハ文部大臣マテ下附セラレ世ニ公布セズ乙ハ演説ノ體裁トシ文部省ニ下附サレズシテ学習院カ又ハ教育会へ臨御ノ序ニ下附セラレ（政事令ト區別ス）」⁴⁾とすることによって（この論理は先の宣誓式をやめて誓詞にする。「神明ニ誓フ之文字ヲ良心ニ誓フ」にあらためる、という論理といかに似ていることか!）結局勅語作成の中心的な役割を果たした事、も上に述べた井上の思想のはらむ矛盾とその回避の仕方との関連の中で考えればすっきりするであろう。

井上毅の思想に代表される如く、帝国憲法成立期の明治国家と宗教の関係は、従来説かれてきた如く、けっして統一的で整合的なものではなく矛盾的な構造を持って成立していたのである⁵⁾。

そして、それはこの時代の日本が、すでに国際的にも国内的にも信仰の自由の全き否定を不可能とする段階（時代）に突入していたことを示しているのである。

1) 藤谷俊雄「近代日本宗教史序説」(『日本史研究』25)、梅田義彦『改訂増補日本宗教制度史』近代編等。

2) 『井上毅伝』2

3) 同上

4) 同上

5) この井上毅の思想の矛盾とその破綻の回避の仕方のパターンは、明治十年代末～明治二十年代前年の、元田、佐々木高行らのいわゆる側近派官僚による神祇官再興運動に対しても見る事ができる。それは1885(明治18)年12月22日の松方正義宛書簡(『井上毅伝』4)と1890(明治23)年10月10日の山県有朋総現大臣宛書簡(『井上毅伝』4)である。井上はこの中で本文Ⅳ-2で述べた如く神道＝国学は宗教に非ずという論理から「現在伊勢、熱田、加茂ノ如キ之ヲ社寺局ニ委ネ祭事ヲ治メシメラレタルハ祖宗ノ遺訓ニ非ス」、「神祇ノ祭礼ハ国ノ礼典ニシテ宗教ニ非サルニ因リ社寺局ヲ以テ管理スヘカラズ」、と神社を内務省の社寺局という宗教行政をとり扱う所で扱うことに反対しながらも、だからといって神

社をとりあつかうものとして「直隸独立」の「神祇院ノ設ケアルヘシ」という意見には、「全ク同意ヲ表スルコト能ハズ」として反対し、自身は神社をとり扱う機関として「宮内省中ニ一寮又ハ一局ヲ置」くこと、「可成二三之重なる官員を置くに止メ」ることを主張している、その理由として、もし「独立」の神祇院や「宮内省中ニ一ノ神祇官ヲ置ク様之重大なる事」にすれば「天下之耳目ヲ驚カス之結果」になる、としている。またどうしても神祇院を置く場合でも、それは「国務ニ属スルカ、或ハ然ラザルカヲ判別セザルベカラズ」。もし、神祇の祭礼が「其ノ国ノ礼典ニ属スルカ故ニ国務ノ一部ナリトセハ此レ誤謬ノ甚キ者ニテ、礼典ハ社会ノ事物ニテ国務ノ事物ニ非ス、君主ハ国務ノ首長タルノミナラズ又社会ノ師表タリ而シテ国務ノ事は政府ニ任シ社会ノ事ハ礼典・慈善ノ事ヲ類シ王家自ラ之ヲ掌理ス、礼典ハ宣ク王家ノ内事ニ属スベクシテ之ヲ国務ニ混スヘカラズ」、したがって「祖宗ノ神事ハ固ヨリ宮内省ニ属スヘクシテ国務ニ属スヘカラズ」、としている。神社を管理する機関として直隸独立の神祇院や宮内省中に神祇官を置くような「重大なる事」に反対し、宮内省中の「一寮又ハ一局」を「置くニ止メ」ようとしている事、また礼典を国務にあらざして「社会ノ事物」であるとしている事等は、いずれも問題の本質的解決ではあり得ず、矛盾の回避にしか過ぎない事は明瞭であろう。

〔追記〕

本稿は京都宗教者平和協議会の会員を中心とする『近代宗教史研究会』での報告をもとに作成したものである。そこでは藤谷俊雄氏をはじめとする諸氏から貴重な助言と批判をいただいたが、それを十分生かすことができなかつた。後日を期したい。

資料の点では国学院大学図書館の梧陰文庫、国会図書館憲政資料室の方々に並々ならぬ御協力をいただいた。

さらに井上毅の『梧陰存稿』＝漢文稿の解釈については後藤延子氏にお世話になった。

これらの方々に深く感謝の意を表します。尚、本稿では紙数の関係から、本稿の問題意識——結論的に言うならば、丸山真男ら近代政治学グループによってうちたてられた国家イデオロギー論の克服、さらには「講座派」の絶対主義的天皇制国家論の再検討——については割愛せざるを得なかつた。現在、ほぼ本稿と同じ意図を持つ『帝国憲法第二十八条「信仰の自由」規定の成立過程——明治国家と宗教その2』を完成中であるが、この仕事をおえた後でそれらの点について独自の稿を起こしたいと考えている。(1973. 6記)